

運輸通信公報

(通信版)
昭和十八年十一月一日(月曜日)
第一號

運輸通信省官制ヲ裁可シ
シテ之ヲ公布セシム

昭和十八年十一月一日

御名 御璽
内閣總理大臣 東條 英機
陸軍大臣 嶋田 繁太郎
海軍大臣 八田 嘉明
逓信大臣 八田 嘉明

運輸通信省官制
第一條 運輸通信大臣ハ陸運(自動車製造事業ヲ除ク)、水運、海運、倉庫營業、航空(航空機製造事業ヲ除ク)ノ事業ニ關シテ事務ヲ管理ス
第二條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第三條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第四條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信省官制
第五條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第六條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第七條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第八條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

第一號 昭和十八年十一月一日

運輸通信大臣ノ官制
第一條 運輸通信大臣ハ陸運(自動車製造事業ヲ除ク)、水運、海運、倉庫營業、航空(航空機製造事業ヲ除ク)ノ事業ニ關シテ事務ヲ管理ス
第二條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第三條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第四條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第五條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第六條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第七條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第八條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第九條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第十條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第十一條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第十二條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第十三條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第十四條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第十五條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第十六條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第十七條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第十八條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第十九條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第二十條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第二十一條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第二十二條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第二十三條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第二十四條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第二十五條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第二十六條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第二十七條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第二十八條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第二十九條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第三十條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第三十一條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第三十二條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第三十三條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第三十四條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第三十五條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第三十六條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第三十七條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第三十八條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第三十九條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第四十條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第四十一條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第四十二條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第四十三條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第四十四條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第四十五條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第四十六條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第四十七條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第四十八條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第四十九條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第五十條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第五十一條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第五十二條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第五十三條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第五十四條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第五十五條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第五十六條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第五十七條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第五十八條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第五十九條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第六十條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第六十一條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第六十二條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第六十三條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第六十四條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第六十五條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第六十六條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第六十七條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第六十八條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第六十九條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第七十條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第七十一條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第七十二條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第七十三條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第七十四條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第七十五條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第七十六條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第七十七條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第七十八條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第七十九條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第八十條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

運輸通信大臣ノ官制
第八十一條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第八十二條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第八十三條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス
第八十四條 運輸通信大臣ハ逓信ニ關シテ事務ヲ管理ス

以下定員トス
 第二十三條 運輸總監督ニ事務官專任十七人及
 理事官專任六人ヲ置ク
 理事官及理事官ハ委任トス
 第二十四條 運輸總監督ニ機務官專任十九人
 人ヲ置ク
 機務官ハ委任トス
 第二十五條 運輸總監督ニ機務官專任五人ヲ置
 又ハ船員ノ教育、養成若ハ船務管理ニ關スル
 事務ヲ掌ル
 第二十六條 運輸總監督ニ機務官專任三十八人
 航空官ハ委任トス
 第二十七條 運輸總監督ニ調査官專任二人ヲ置
 第二十八條 運輸總監督ニ技師專任十三人ヲ置
 技師ハ委任トス
 第二十九條 運輸總監督ニ技師專任三人ヲ置
 第三十條 運輸總監督ニ技師專任二人ヲ置
 第三十一條 運輸總監督ニ機務官專任四十二
 千二百三十九人ヲ置ク

第三十二條 運輸總監督ニ技師專任百六人ヲ置
 技師ハ委任トス
 第三十三條 運輸總監督ニ機務官專任五百人
 機務官ハ委任トス
 第三十四條 運輸總監督ニ機務官專任二百人
 機務官ハ委任トス
 第三十五條 運輸總監督ニ機務官專任二百人
 機務官ハ委任トス
 第三十六條 運輸總監督ニ機務官專任二百人
 機務官ハ委任トス
 第三十七條 運輸總監督ニ機務官專任二百人
 機務官ハ委任トス
 第三十八條 運輸總監督ニ機務官專任二百人
 機務官ハ委任トス
 第三十九條 運輸總監督ニ機務官專任二百人
 機務官ハ委任トス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十八年十一月一日
 内閣總理大臣 東條 英機
 逓信大臣 八田 武敏
 勅令第八百三十一號(十一月一日)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十八年十一月一日
 内閣總理大臣 東條 英機
 逓信大臣 八田 武敏
 勅令第八百三十三號(十一月一日)

五 通信傳物館ニ關スル事項
 第五條 通信傳物館ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 郵便及電氣通信ニ關スル事項
 二 電氣通信及電氣通信ニ關スル事項
 三 電氣通信傳物館ニ關スル事項
 第六條 工務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 第七條 逓信監督局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 第九條 逓信監督局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 郵便及電氣通信ノ檢閲ニ關スル事項
 二 郵便ノ監視ニ關スル事項
 三 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 四 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 五 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 六 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 七 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 八 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 九 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 十 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 十一 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 十二 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 十三 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 十四 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 十五 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 十六 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 十七 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 十八 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 十九 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項
 二十 郵便ノ貯蓄ニ關スル事項

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十八年十一月一日
 内閣總理大臣 東條 英機
 逓信大臣 八田 武敏
 勅令第八百三十三號(十一月一日)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十八年十一月一日
 内閣總理大臣 東條 英機
 逓信大臣 八田 武敏
 勅令第八百三十三號(十一月一日)